

## 規 則

埼玉県特別県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十二月二十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 埼玉県規則第二十八号

埼玉県特別県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県特別県営住宅条例施行規則（昭和五十一年埼玉県規則第四十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「、第十一条」を削り、同条第二項中「第十三条第六項」を「第十三条第五項」に改める。

第四条第二項中「条例第十三条第二項又は」及び「、同規則第十条の二各号列記以外の部分中「条例第十三条第二項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第二項において準用する条例第十三条第二項」と、同条第一号中「条例第十三条第一項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第二項において準用する条例第十三条第一項」と、同条第二号中「条例第十六条の二第二項第二号」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第二項において準用する条例第十六条の二第二項第三号イ」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第十四条第二項」と、同条第三号中「条例第十六条の二第二項第三号イ」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第十四条第二項第三号イ」と、同条第四号中「条例第十六条の二第二項第三号ロ」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第十六条第四項」と、同条第五号中「条例第十三条第二項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第二項において準用する条例第十三条第二項」と、「条例第五条第七号」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第二項第一号」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第二項第一号」と、同号ロの二第二項において準用する条例第十六条の二第二項第一号」と、「条例第十一条第六号」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第二項において準用する条例第十一条第六号」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第二項において準用する条例第十三条第二項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第二項において準用する条例第十三条第二項」と、同規則第十条の五中「条例第十三条第三項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第二項において準用する条例第十三条第三項」と、同条第一号イ中「条例第六条第一項第二号イからハまで」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第二項において準用する条例第六条第一項第二号イからハまで」と、

同号口中「条例第六条第一項第五号」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第二項において準用する条例第六条第一項第五号」と、同号ハ中「条例第二十九条の二第一項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第二項において準用する条例第二十九条の二第一項」と、同号ニ中「条例第四十三条第四項各号」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第二項において準用する条例第四十三条第四項各号」と、同条第二号イ中「条例第十三条第二項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第十三条第二項」と、同号ロ中「条例第十六条の二第二項第一号」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第二項第一号」と、同条第六号」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第二項において準用する条例第十一条第六号」と、「条例第五条第七号」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第二項において準用する条例第十三条第二項」と、同号ハ中「条例第十六条の二第二項第二号」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第二項において準用する条例第十五条第七号」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第二項において準用する条例第十六条の二第二項第一号」と、「条例第十三条第二項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第二項において準用する条例第十三条第二項」と、「条例第十三条第三項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第二項において準用する条例第十三条第三項」と、同条第二号イ中「条例第十一条第六号」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第二項において準用する条例第十一条第六号」と、同号ロ中「条例第十一条第七号」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第二項において準用する条例第十一条第七号」と、同規則第十条の六中「条例第十三条第三項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第二項において準用する条例第十三条第三項」と、同条第二号イ中「条例第十一条第六号」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第二項において準用する条例第十一条第六号」と、同号ロ中「条例第十一条第七号」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第二項において準用する条例第十一条第七号」と、同規則第十条の七中「条例第十三条第三項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第二項において準用する条例第十三条第三項」とを削り、「第十三条第六項」を「第十三条第五項」に、「同条第二号中「条例第十六条第二項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第二項において準用する条例第十六条第二項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第二項において準用する条例第十六条第二項」と、同条第三号中「条例第十六条の二第二項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第二項」と、「条例第十六条第五項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第二項において準用する条例第十六条第五項」とを「同条第二号中「条例第十六条の二第二項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第二項において準用する条例第十六条第二項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第二項において準用する条例第十六条第二項」と、

同規則第十三条の六第一項中「条例第十五条第五項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第二項において準用する条例第十五条第五項」と、同項第一号イ中「条例第六条第一項第二号イからハまで」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第二項において準用する条例第六条第一項第二号イからハまで」と、同号ロ中「条例第六条第一項第五号」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第二項において準用する条例第六条第一項第五号」と、同号ハ中「条例第二十九条の二第二項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第二項において準用する条例第二十九条の二第二項」と、同号ニ中「条例第四十三条第四項各号」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第二項において準用する条例第四十三条第四項各号」と、同条第二項中「条例第十五条第五項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第二項において準用する条例第十五条第五項」と及び「同規則第十四条の二の四中「条例第十六条第四項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第二項において準用する条例第十六条第三項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第二項において準用する条例第十六条第三項」と、同条第一号イを「第十六条第四項」と、同条第一号イに、「第十六条第五項」と、同条第二号イを「第十六条第四項」と、同条第二号イに、「第十六条第六項」を「第十六条第五項」に改め、「と」、「条例第十六条の二第二項第二号」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第二項において準用する条例第十六条の二第二項第二号」との下に「同規則第十四条の二の十三第二項及び第三項中「条例第十六条第五項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第二項において準用する条例第十六条第五項」とを加え、「同号イ中「条例第十三条第一項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第二項において準用する条例第十三条第一項」と、「同号イ中」に、「第十一条第六号」と、同条第四号」を「第十一条第六号」と、同条第三号」に、「第十六条の二第二項第三号イ」と、同条第五号」を「第十六条の二第二項第三号イ」と、同条第四号」に改め、同条第三項中「第十条の三から第十条の五まで、第十条の七」及び「第十四条の二の四」を削り、「第十四条の二の十三第一項」を「第十四条の二の十三」に改める。

## 附 則

1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。

2 改正後の埼玉県特別県営住宅条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に入居の承認を受ける者又は入居権利者の地位の承継の承認を受ける者について適用し、同日前に入居の承認を受けた者又は入居権利者の地位の承継の承認を受けた者については、なお従前の例による。